

特定非営利活動法人ラムサール・ネットワーク日本  
共同代表 永井 光弘 様

市川市長 田中 甲

## 「三番瀬塩浜地区の人工干潟造成計画についての質問書」への回答

令和 7 年 1 月 2 9 日付で、ご質問いただきましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

### 記

#### 質問 1

1. ラムサール条約決議Ⅷ.16「湿地再生の原則とガイドライン」(※3)の附属文書「湿地再生の原則とガイドライン」12では、「定量的データも主観的評価も、現時点で利用できる再生技術で人の手が入らない自然生態系の状態に匹敵するものを創出した事例はほとんどないことをはっきりと示している」と指摘し、本文のパラグラフ10において「全ての締約国に対して、湿地の再生あるいは創出が自然湿地の喪失に置き換えられるものではないことを認識することを求める」としています。本計画地は重要な自然の浅海域であり、人工的に浚渫土を入れることは上記ガイドラインに反します。

環境省野生生物課は、地元市民団体との懇談のなかでも「人工干潟の成功例は把握していない」「貴重な湿地を潰して人工干潟をつくることの必要性は理解できない」との見解を示しています(※4)。また、環境省は「藤前干潟における干潟改変に対する見解について(中間とりまとめ概要)」(※5)で、「価値の高い自然がある場合は、自然本来の姿をとどめることがまず最優先されなければならない」と指摘しています。

例えば人工海浜における底生生物による窒素浄化能力は自然干潟に遠く及ばず、「手を加えることで海の自然環境を守っていく」との市長説明はまったく理解できません。本計画が自然保護に資するとする根拠を具体的にお示しください。

#### 回答 1

埋立事業の影響等で海底が貧酸素状態となっていることや、干潟面積が減少していること等から、本事業によりかつてあった良好な環境を再生しようとするものです。

## 質問 2

2. 千葉県は、同じく猫実川河口域で計画していた人工干潟造成事業を2016年に中止しました。中止の理由は、「自然環境再生への効果は限定的で、多額の整備費や管理費を要することが明らかになった」ことです。県が委託した『三番瀬干潟的環境形成検討業務委託報告書』(※6)では「各項目においてその評価は一長一短であった」と評価され、生物の定着が比較的認められる案では砂泥の継続的な補充が必要となる一方、砂泥の流出抑制に配慮した案では生物の定着が阻害されるとされ、干潟を維持することと生き物の定着を両立させることは困難であることがていねいかつ具体的に示されています。

市川市の本計画も基本的に千葉県の計画と同様に浚渫土を投入する造成事業である以上、干潟を維持することと生き物の定着を両立させることは困難なのではないかと推察されます。市川市が、本計画は①干潟の維持(土砂流出の防止)と生き物の定着の両立が可能である、②費用対効果が優れていると判断する根拠を具体的にお示しください。

### 回答 2

①干潟の維持については、令和7年度に行う事前覆砂の結果から検証し、また、生物の定着状況については、モニタリング調査を実施し注視していきます。

※詳しくは市公式ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/gyo08/0000439865.html>

②費用については、最小限に抑えるよう努めます。

## 質問 3

3. 本計画は、投入された浚渫土の周辺海域への流出も懸念されます。市川市は「県が実施した砂付け試験では砂の流出はない」と述べていますが、県の試験場は砂が流出しにくい角地である一方、本計画は波浪の影響を受けやすい海域です。本計画地周辺に浚渫土が拡散堆積する影響が懸念されます。航路の浚渫土は嫌気状態のヘドロであることが多く、浚渫土の投入は底生生物にダメージを与えることから、県の砂付け試験では君津地域の山砂を利用しました。浚渫土を投入する本計画が自然保護に資するとは到底考えられませんが、市長の見解を具体的な根拠を持ってお示しください。

### 回答 3

回答 2 ①と同様の回答とさせていただきます。

#### 質問 4

4. 市川市は本計画の目的について「海に直接触れられる憩いの場を創出し、砂遊びや干潟の生物の観察などにより、未来を担う子供たちをはじめ、市民の方々の環境意識の醸成を図るもの」と説明しています(※7)。しかし、市川市には江戸川放水路の河口に広大な自然干潟があるのですから、市民が海に触れられる場としてはここを活用すべきです。質問1で述べたように、ラムサール条約決議Ⅷ.16は「全ての締約国に対して、湿地の再生あるいは創出が自然湿地の喪失に置き換えられるものではないことを認識することを求める」としています。市川市は江戸川放水路の河口干潟は海ではないとしていますが、人工干潟以上の価値がある場所であり、憩いの場としてここを排除する理由はありません。トイレや駐車場など市民が親しめる環境を整備するだけで十分機能します。さらに言えば、現在の塩浜地区階段状護岸はすでに公園化されて、釣り人などの憩いの場として利用されています。

また、兵庫県明石市の大蔵海岸での人工砂浜の陥没事故の教訓もあります。それでもなお本計画が優れているのでしょうか。市長の見解を具体的にお示しください。

#### 回答 4

**本事業は、海と陸との連続性の回復や漁場を含めた海の再生を、かつて干潟が広がっていたこの場所で行う意義があるものと考えています。**

**また、明石市の事故につきましても当然把握しております。**

## 質問5

5. ラムサール条約決議Ⅷ.16「湿地再生の原則とガイドライン」(※3)附属文書「湿地再生の原則とガイドライン」15には、「湿地再生は、地域社会の利害関係者や、事業からは地理的に離れていたとしても事業からの影響を受ける利害関係者、例えば下流域に住む人々が参加する公開された過程でなければならない。対象地内外の地域社会、先住民族、企業の利害を含む様々な分野に及ぶ全ての利害関係者が、湿地再生事業の最も初期の検討段階に始まり、事業実施の間中、そして長期間に及ぶ管理体制作り(スチュワードシップ)に渡って十分に参加できるようにすべきである」とあります。

本計画は多額の公的予算を必要とすることからすべての市川市民は利害関係者であり、意志決定に必要な情報を公開し、その意見を尊重しなければなりません。市長は市民団体が実施した選挙時の公開アンケートにおいて、「人工干潟ではなく、自然環境を大切にしたい」と回答しています(※8)。市長就任後に表明した「人工干潟造成に政治生命をかけている」との公約を反故にし、民意に反して来年度にも工事を強行することは許されません。これまで問うてきたように本計画はさまざまな問題があり、立ち止まって市民の意見をよく聞くことが大切と考えますが、市長の見解をお示してください。

## 回答5

干潟再生については、これまでも様々な会議体で広く意見を聞き、検証されてきた経緯があります。

また、市は令和6年度に「塩浜親水事業パネル展」を開催し、市民の方から直接意見を伺う機会を設けました。

以上